



# 出産情報受信のおすすめ

受信会員

ペット流通は**展示販売(在庫)**から、出産情報を活用した**注文販売(無在庫)**へと、確実に移行しています。生体在庫によるリスクを無くし、あらゆる種類の子犬猫をすぐ到手配できる出産情報配信システムの導入をお勧めします。全国の繁殖家から寄せられる子犬猫の出産情報をファックス又はEメール添付で定時送信するサービスを是非ご活用下さい。情報受信によって全国のブリーダーとの理想的な取引関係が生まれ、安定した生体仕入れが可能となります。

## 出産情報の月ぎめ受信について

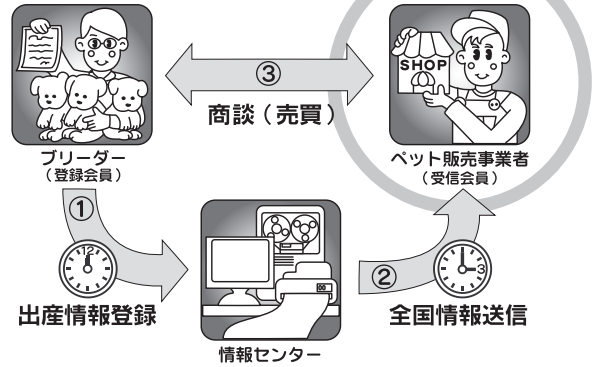
- ご指定月の第1週から1ヶ月単位で出産情報を送信します。年末、年始は休刊となります。
- 出産情報は月・水・金曜の午後3時、ファックス又はEメールの添付書類として全国同時刻に一齐送信されます。
- 送信情報には各犬猫ごとに、犬猫種・性別・頭数・毛色・生年月日・卸売価・親のタイトルなど犬猫の質・繁殖地・繁殖者名・連絡電話番号が記載されています。
- 生体の売買に際してセンターが関与したり手数料等をいただく事はありません。

- 情報受信料は 入会金 15,750円(初回のみ)  
1ヶ月 10,500円(前金制)  
6ヶ月 56,700円(前金制)です。  
1ヶ月払いの初回金は26,250円  
6ヶ月払いの初回金は72,450円です。

- 情報受信料の銀行振込みと同時に下の「受信申込書」と代表者の「住民票」原本を情報センター宛に郵送して下さい。  
〒104-0031 東京都中央区京橋1丁目19-2 鹿島ビル3F  
「日本ペット情報センター」

- 受信料振込口座
  - 三井住友銀行・京橋支店
  - (普) 7411803
  - 名義・「日本ペット情報センター」

## ますます充実の子犬猫出産情報



- ① 子犬・猫の出産情報は月・水・金曜の正午までに全国のブリーダーから情報センターに登録されます。
- ② センターで集計された全国情報は、月・水・金曜の午後3時に同時同報ファックスとEメールの添付書類(注)で全国一齐送信されます。インターネットや携帯電話で一部生体の写真も公開しています。
- ③ 商談は売買の当事者間で直接行われます。情報センターは生体売買の一切に関与しません。

(注) Eメールの添付書類での受信では、配信されるEメールにタブ区切りテキスト形式の出産情報データが添付されています。タブ区切りテキスト情報は、エクセル等の表計算ソフトや各種のデータベースソフトで開き、加工する必要があります。

受信申し込みの際には「情報受信規約」を必ずお読み下さい。

## 子犬猫出産情報 受信会員申込書

「出産情報受信規約」を承認の上、受信会員入会を申し込みます。 申込年月日 年 月 日

代表者氏名	ふりがな 必ず押印下さい ① 年 月 日生
代表者住所	[〒 ]
電話	固定電話 ( )

事業所の名称	業種
動物取扱業登録	( ) 県 ( ) 号
事業所の住所	[〒 ] 代表者住所と異なる場合記入下さい
電話	固定電話 ( ) 代表者の電話番号と異なる場合記入下さい

受信期間と受信料 振込納入	平成 [ ] 年 [ ] 月から受信 送金額 [ ] 円 ( 月 日 ) 振り込み納入 ( 済み ・ 予定 )
受信方法 受信方法をご指定ください	FAX番号 <input type="checkbox"/> ファックス受信 ( )
	Eメールアドレス <input type="checkbox"/> Eメール添付受信 @

○ 添付書類・・・代表者の「住民票」を添付して受信会員申込書を情報センター宛に郵送して下さい。



# 子犬猫出産情報受信規約

## 第1条 総則

日本ペット情報センター（以下、センターと表記）が定時発行する「全国子犬猫出産情報」（以下、情報と表記）の受信については、以下の規約を定め運用されます。

情報の受信申し込みの際には当規約を充分にお読み下さい。

センターは情報の受信申し込みを受け付けた段階で、受信申込者が例外なく当規約を承認しているものとみなします。

センターの情報はペット販売事業者を対象に、受信者が自ら生体の仕入れに利用する目的に限って送信されます。

この目的以外に情報が使用される可能性があるとしてセンターが判断した時は受信をお断りします。

## 第2条 入会審査・会員資格

センターは情報の受信申し込みを受け付けた場合、受信会員入会適格審査を行います。

審査によりセンターが情報の受信申し込みをお断りする場合でもその経緯についてのご説明はいたしません。

センターの受信会員資格は情報受信期間中に限り有効です。

最終受信月から6ヶ月が経過した後の再受信には、あらためて新規入会手続きが必要となります。

## 第3条 取り引き・紛争

センターから発信する情報による取り引き（売買）は当事者間の責任に於いて個々の商取り引きとして行なっていたとさせていただきます。取り引きに起因する紛争、犬質や生体の健康状態に関するトラブル、金銭授受に関するトラブル、血統書の不着、など、センターは取り引きの一切に関与せず、又、売買のいずれの当事者の立場をも擁護するものではありません。

センターは取り引きに起因するトラブルについて、いずれの当事者からも苦情の申し立てを受け付けません。

## 第4条 登録記事

センターは登録された情報の内容や、登録者の人的背景について情報紙面に記載された項目以上の資料を有しておらず、登録記事の真偽について保証をするものではありません。

取り引き上のトラブルを回避するため、独自に相手方の信用調査をした上で取り引きを開始されるようお勧めします。

さらに、初取り引きや重要な取り引きに際しては対面取り引きにより行う事をお勧めします。

## 第5条 情報公開の禁止・写真転用の禁止

受信会員が自らのペット販売事業に活用する目的であってもセンターの情報の一部、又は全部をインターネット上や出版物で公開する事を禁じます。

センターがインターネットや携帯電話で公開した登録生体の写真の転載、転用を禁止します。

## 第6条 免責

センターは理由の如何を問わず情報発行の遅延・中止や、登録記事の誤記により、仮りに受信会員及び第三者に損害が発生した場合であっても責任を負う事はありません。

受信会員がセンターの情報を利用して行なつたいかなる行為の結果についてもセンターは一切の責任を負いません。

受信会員が第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって解決し、センターに損害を与える事のないものとします。

## 第7条 不法行為

センターから送信する情報は情報自体が著作物にあたります。

有償無償にかかわらず複製や転送、再配布する事は犯罪行為に当たります。

これらの疑いがある場合にはセンターは徹底した調査を行い、受信会員に対して再配布相応分全額の賠償請求を行います。

## 第8条 規約違反

本規約に違反した受信会員、センターに本規約を逸脱した要求をした受信会員、情報を不正利用した受信会員及び関係者は無期限で登録及び受信をお断りします。

## 第9条 規約の変更

センターは当規約の内容の変更、項目の削除、追加をセンターの権利として行ないます。

この規約は受信会員に通告する事なく変更されます。

センターと受信会員との間で訴訟の必要が生じた場合は東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。